

東京港における港湾DX加速化補助金（Cyber Port 連携）交付要綱

（制定） 令和8年3月30日付7港経振第795号

（通則）

第1条 東京港における港湾DX加速化補助金（Cyber Port 連携）（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、国土交通省が開発した「サイバーポート（港湾物流）」（以下「Cyber Port」という。）を活用することにより、東京港におけるコンテナふ頭のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を加速させて、港湾物流の効率化などに取り組む事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところとする。

- （1）「Cyber Port」とは、紙、電話、メール等で行われている民間事業者間の港湾物流手続を電子化することで業務を効率化し、港湾物流全体の生産性向上を図ることを目的としたプラットフォームをいう。
- （2）「事前照合」とは、搬入コンテナ（実入り）がターミナルゲートに到着する前に、海貨事業者がサイバーポートに入力した搬入票（電子）をTOS（ターミナルオペレーションシステム）が保有する貨物情報と照合することをいう。
- （3）「荷主」とは、自らの事業に関する貨物の輸送について契約等により輸送の方法等を実質的に決定している者であり、貨物を引き渡す輸出人又は貨物を受け取る輸入人をいう。
- （4）倉庫業者とは倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業を営む者をいう。
- （5）港湾運送事業者とは、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業及び同条第4項に規定する港湾以外の港湾において行われる当該事業に相当する事業を営む者をいう。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、事前照合による港湾物流の効率化を目的とするCyber Portとの社内システム連携に係る事業のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めたもの（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象者)

第5条 補助対象者は、荷主、倉庫業者又は港湾運送事業者であつて、別表1に定める東京港の外貿コンテナふ頭のうち、事前照合の実施が可能なふ頭を利用している、又は利用する予定のある事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象者としな

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第6条 この補助金の対象となる経費は、第4条に認められた補助対象事業について、別表2に掲げる経費で、全体計画期間内の地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「地自法」という。）第208条に定める各会計年度内に交付決定を受け、かつその実施に伴い発生した経費の支払が完了した経費のうち、知事が適当と認めた事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を控除した額とする。

(補助金上限額)

第7条 この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、1件当たりの補助金額は、補助対象経費から本補助金以外の国、都又は区市町村等から交付された補助額等を差し引いた補助対象者負担額、かつ2,000万円を上限とする。

2 算出された額の合計に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 補助対象事業が複数年度にわたる場合においても、補助金の総額は、第1項に定める上限額を超えないものとする。

(審査委員会の設置)

第8条 補助対象事業としての適否及び補助対象事業の進捗状況等を厳正かつ公正に審査するため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の設置及び審査に関する事項については、別途定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）に、知事が必要と認める書類を添えて、別に定める日までに、知事に申請するものとする。

2 補助対象事業の実施に当たり、やむを得ない理由により補助金の交付申請日から交付決定日までの間に事業の着手が必要な場合は、事前着手承認申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、前項の補助金交付申請書と併せて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(全体計画の承認)

第 10 条 この要綱に基づく補助を受けようとする者で、補助対象事業が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請時に、当該補助金額の総額、事業期間、補助対象事業が複数年度にわたる理由等について、全体計画承認申請書（別記第 4 号様式）に必要な書類を添えて、前条第 1 項の補助金交付申請書と併せて知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、当該補助金額の総額等を変更する場合は、速やかに同様の申請を行うものとする。

2 知事は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該全体計画を承認し、全体計画承認通知書（別記第 5 号様式）により申請者に通知する。

(補助金の交付決定及び通知)

第 11 条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 補助金の額は、第 6 条に基づき算定した額で交付決定を行うこととする。

3 知事は、補助金の交付決定をしたときは、その旨を補助金交付決定通知書（別記第 6 号様式）により、補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定事業者」という。）に通知する。

4 交付決定に当たっては必要な条件を付する。

(補助金の交付申請の撤回)

第 12 条 交付決定事業者が前条第 3 項の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後 14 日以内に、申請の撤回をすることができる。

2 補助事業者から申請の撤回があった場合は、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消)

第 13 条 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第 1 項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記第 7 号様式）により当該交付決定事業者に通知する。

(補助対象事業の内容等の変更又は中止等)

第 14 条 交付決定事業者は、第 11 条第 3 項の規定による補助金の交付決定後の事情の変更により次のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更・中止承認申請書（別記第 8 号様式）を知事に提出し、

その承認を受けなければならない。ただし（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

（１）補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

（３）補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２ 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認する。なお、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請内容に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

３ 知事は、前項の承認をしたときは変更・中止承認通知書（別記第 9 号様式）により、第 1 項の申請をした交付決定事業者へ通知する。

（事故報告）

第 15 条 交付決定事業者は、補助対象事業が予定内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示に従わなければならない。

（状況報告）

第 16 条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

（補助対象事業の遂行命令）

第 17 条 知事は、交付決定事業者が提出する報告書、地自法第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助対象事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を適正に遂行すべきことを命じることができる。

２ 前項の命令に違反したときは、知事は、補助対象事業の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第 18 条 交付決定事業者は、補助対象事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助対象事業の中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（別記第 10 号様式）を作成し、必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 19 条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定額通知書（別記第 11 号様式）により速やかに交付決定事業者へ通知する。

(是正のための措置)

第 20 条 知事は、前条の規定による調査等の結果、補助対象事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための処置をとることを命じるものとする。

2 第 18 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(補助金の支払い及び請求)

第 21 条 知事は、第 19 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

2 交付決定事業者は、補助金の支払を受けるため、第 19 条による補助金の確定額通知を受けた後、速やかに請求書（別記第 12 号様式）を知事に提出するものとする。

(決定の取消し)

第 22 条 知事は、交付決定事業者が次のいずれかに該当した場合は、当該事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(4) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 前項の規定は、第 19 条の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第 1 項の規定に基づき取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消通知書（別記第 7 号様式）により当該交付決定事業者に通知する。

(補助金の返還)

第 23 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときも、期限を定めて返還を命じるものとする。

2 第 19 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金)

第 24 条 知事が、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じたときは、交付決定事業者は、当該命令に係る補助金の受領日の日（補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するま

で順次さかのぼり、それぞれの日において受領したものとする。)から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)で計算した違約加算金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により違約加算金の納付が命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第 25 条 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。)で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 26 条 交付決定事業者が、補助金の返還を命ぜられたにも関わらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限及び処分等に伴う収入の納付)

第 27 条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 交付決定事業者が前項の規定により知事の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

(財産管理)

第 28 条 交付決定事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿の整理)

第 29 条 交付決定事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入

及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産が、省令で定めている耐用年数を経過するまで（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後の5年間）、当該帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。

（事業成果の調査及び公表）

第30条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、交付決定事業者名、取組内容等を公表することができるものとする。

（要綱の変更）

第31条 不測の事態が生じた際は、本要綱を変更することができる。

（その他）

第32条 この要綱に定めるもののほか、補助対象事業の実施及び補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 対象となる外貿コンテナふ頭（第5条関係）

場所	対象ふ頭
大井	大井コンテナふ頭第1・2号バース
	大井コンテナふ頭第3・4号バース
	大井コンテナふ頭第5号バース
	大井コンテナふ頭第6・7号バース
青海	青海コンテナふ頭公共バース（第0～2号）
	青海コンテナふ頭第4号バース
品川	品川コンテナふ頭バース（SC、SD、SE）
中央防波堤外側	中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース
	中央防波堤外側コンテナふ頭Y2バース

別表2 補助対象経費（第6条関係）

事項	内容
条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申請書に記載した事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費 (2) 全体計画期間内に契約が完了している経費 (3) 補助金の交付決定を受けた年度内に実施及び支払が完了している経費 (4) 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、補助対象事業に係るものとして、明確に区分できる経費 (5) Cyber Port とシステム連携するために必要な経費
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人件費 (2) 旅費 (3) 補助員人件費 (4) 委託・外注費 (5) その他補助対象事業の目的と照らし知事が必要と認める費用
補助対象外経費	<p>代表的な補助「対象外」となる経費は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業に供されない又は使用目的が不明な機能に係る経費が含まれるもの (2) 接続先の Cyber Port が負担すべき経費が含まれるもの (3) 恒常的に利用が見込まれない機能に係る経費が含まれるもの (4) 事業実施期間後の運用経費や保守費用が含まれるもの (5) 補助事業者自らが負担していないもの (6) Cyber Port の利用にかかる経費 (7) 交付決定前に契約したものに対する経費 ただし、申請に基づき知事が特別に認めたものを除く (8) 事務費などの間接経費（振込手数料、収入印紙代等） (9) 消費税及び地方消費税 (10) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費